

議案第177号

さいたま市みずき園条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市みずき園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成21年11月25日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市みずき園条例の一部を改正する条例

さいたま市みずき園条例（平成13年さいたま市条例第164号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う施設として、さいたま市みずき園（以下「園」という。）をさいたま市中央区大戸2丁目7番21号に設置する。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>重度心身障害者（以下「障害者」という。）を保護者のもとから通園させて、これを保護するとともに自立に向けた日常生活の指導、訓練を行うため、さいたま市みずき園（以下「園」という。）をさいたま市中央区大戸2丁目7番21号に設置する。</u></p>
<p>(業務)</p> <p>第2条 園は、<u>次に掲げる業務を行う。</u></p> <p>(1) <u>生活介護に関すること。</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、園の設置の目的を達成するために必要な事項に関すること。</u></p>	<p>(業務)</p> <p>第2条 園は、<u>常に保護者と密接な連携を保ち、障害者の障害に応じ、適切な指導、訓練を行う。</u></p>
<p>(利用定員)</p> <p>第3条 園の定員は、<u>20人</u>とする。</p>	<p>(定員)</p> <p>第3条 園の定員は、<u>19人</u>とする。</p>
<p>(利用者の資格)</p> <p>第4条 <u>園を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、常時介護を要する障害者と市長が認めるものとする。</u></p> <p>(1) <u>法第22条第5項に規定する障害福祉サービ</u></p>	<p>(入園の資格)</p> <p>第4条 <u>園に入園できる者は、移動、排泄、更衣及び整容について介助を要し、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。</u></p> <p>(1) <u>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283</u></p>

又受給者証の交付を受けた者

- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項の規定による措置に係る者
- (3) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4の規定による措置に係る者

（利用料金）

第5条 法第29条第1項に規定する介護給付費の支給の対象となる障害福祉サービスを受けた者は、当該障害福祉サービスに要した費用から同条第3項又は第4項の規定による給付額を控除した額に同条第1項に規定する特定費用を合算した額を、園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として、指定管理者（第8条第1項に規定する指定管理者をいう。次項及び第7条において同じ。）に納付しなければならない。

2 利用料金は、指定管理者の収入とする。

（利用の制限）

第6条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の制限をすることができる。

- (1) 感染性疾患にかかり、その疾病が感染するおそれがあるとき。
- (2) 長期にわたる療養のため、医療機関に入院し、又は通院し、利用を続けることが不可能となったとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、園の管理上、特に必要があるとき。

（利用料金の減免）

第7条 指定管理者は、特別の必要があると認めるときは、市長の承認を得て、利用料金を減額し、又は免除することができる。

号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める1級の障害を有するもの

- (2) 市の療育手帳制度に基づく療育手帳の交付を受けている者で、同制度に定めるAの障害を有するもの
 - (3) 身体障害者手帳及び療育手帳の交付を重複して受けている者で、それぞれ2級及びAの障害を有するもの
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が入園を必要と認める者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象としない。
- (1) 障害者が感染症の疾患を有するとき。
 - (2) 園の管理上支障があると認められたとき。

（退園等）

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、園に入園している者（以下「入園者」という。）を退園させ、又はその通園を一時停止することができる。

- (1) 指導及び訓練の結果、目的が達せられたと認められたとき。
- (2) 入園者が、疾病その他の理由により集団生活に適さなくなったとき。
- (3) 園の管理運営上、特に必要があると認めるとき。

第8条 [略]

(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等)

第9条 さいたま市公の施設の指定管理者の指定の
手続等に関する条例(平成16年さいたま市条例
第1号)第6条第1項の規定により、指定管理者
の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務
の全部若しくは一部の停止を命じた場合等で、市
長が園の管理等を臨時に行うときに限り、新たに
指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了
するまでの間、市長は、利用料金を使用料として
徴収する。

2 前項の場合にあつては、第5条第1項及び第7
条の規定を準用する。この場合において、第5条
第1項中「利用に係る料金(以下「利用料金」と
いう。)」とあるのは「使用料」と、「指定管理
者(第8条第1項に規定する指定管理者をいう。
次項及び第7条において同じ。)」とあるのは「
市長」と、第7条中「指定管理者」とあるのは「
市長」と、「市長の承認を得て、利用料金」とあ
るのは「使用料」と読み替えるものとする。

第10条 [略]

第6条 [略]

第7条 [略]

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。